

事案一覧表

諮問いたしたい事案

○事案の種類

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定

○指定する地域

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき近畿運輸局長が定める営業区域の「神戸市域交通圏」、「奈良市域交通圏」、中国運輸局長が定める営業区域の「広島交通圏」、九州運輸局長が定める営業区域の「大分市」

○期間

平成27年7月1日から平成30年6月30日まで

○特定地域の指定基準の概要	3
○神戸市域交通圏における特定地域指定基準への適合状況	4
○神戸市域交通圏のタクシー事業の現状	5
○神戸市域交通圏タクシー準特定地域協議会からの報告	1 2
○奈良市域交通圏における特定地域指定基準への適合状況	1 3
○奈良市域交通圏のタクシー事業の現状	1 4
○奈良市域交通圏タクシー準特定地域協議会からの報告	2 1
○広島交通圏における特定地域指定基準への適合状況	2 2
○広島交通圏のタクシー事業の現状	2 3
○広島交通圏タクシー準特定地域協議会からの報告	3 0
○大分市における特定地域指定基準への適合状況	3 1
○大分市のタクシー事業の現状	3 2
○大分市タクシー準特定地域協議会からの報告	3 9

特定地域の指定基準の概要

以下の指標に該当する場合に特定地域として指定（(5)については、いずれかに該当すること。ただし、日車營收が平成13年度より増加している場合には指定しない）

(1) 車両の稼働効率の指標

実働実車率（＝実働率×実車率）が平成13年度と比較して10%以上減少していること

(2) 事業者の収支状況の指標

赤字事業者の車両数シェアが1/2以上であること、又は赤字事業者の車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して10ポイント以上増加していること

(3) 流し営業の指標

人口30万人以上の都市を含む営業区域であること

(4) 地域の需要動向の指標

総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと

- (5) {
- ① 運転者の賃金水準に関する指標
日車營收又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること
 - ② 事業運営の適正性の指標
走行100万キロ当たりの法令違反の件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること
 - ③ 安全性の指標
走行100万キロ当たりの事故の発生件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること

(6) 地域・利用者の意向

利用者の意向も踏まえた上で協議会の同意を得ること

神戸市域交通圏における特定地域指定基準への適合状況

《適正車両数》

平成 25 年度末車両数	適正車両数（上限）	適正車両数（下限）	平成 25 年度末車両数と適正車両数（上限）との乖離車両数	平成 25 年度末車両数と適正車両数（上限）との乖離率
5,332 両	4,494 両	3,994 両	838 両	15.7%

《指定基準》

（1）実働実車率の要件

（H13） 35.7% （H25） 30.3% （減少率） 15.2%

（2）赤字車両数シェアの要件

（H24） 49.4% （H25） 55.5% （収支差） 6.1ポイント

（3）人口要件

神戸市 約154万人

（4）総実車キロの要件

（H24） 101,973,998km （H25） 98,841,433km （増加率） ▲3.1%

（5）次の①から③のいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 （H13） 28,765円 （H25） 27,433円 （減少率） 4.6%

日車実車キロ （H13） 82.7km （H25） 69.4km （減少率） 16.1%

② 法令違反の発生状況の要件

（兵庫県） 0.1884件 （全国平均） 0.0509件

③ 事故の発生状況の要件

（神戸市域交通圏） 7.960件 （全国平均） 7.567件

（6）当該営業区域における協議会の同意があること。

4月28日付けで協議会より「指定に同意する」旨の報告あり

神戸市域交通圏のタクシー事業の規模

- ・車両台数 6,461両
- ・輸送人員 4,612万人
- ・営業収入 421億2,371万円



○法人タクシー

- 事業者数 102者
- 車両台数 5,236両
- 運転者数 8,882名
- 輸送人員 4,281万人
- 営業収入 390億8,400万円

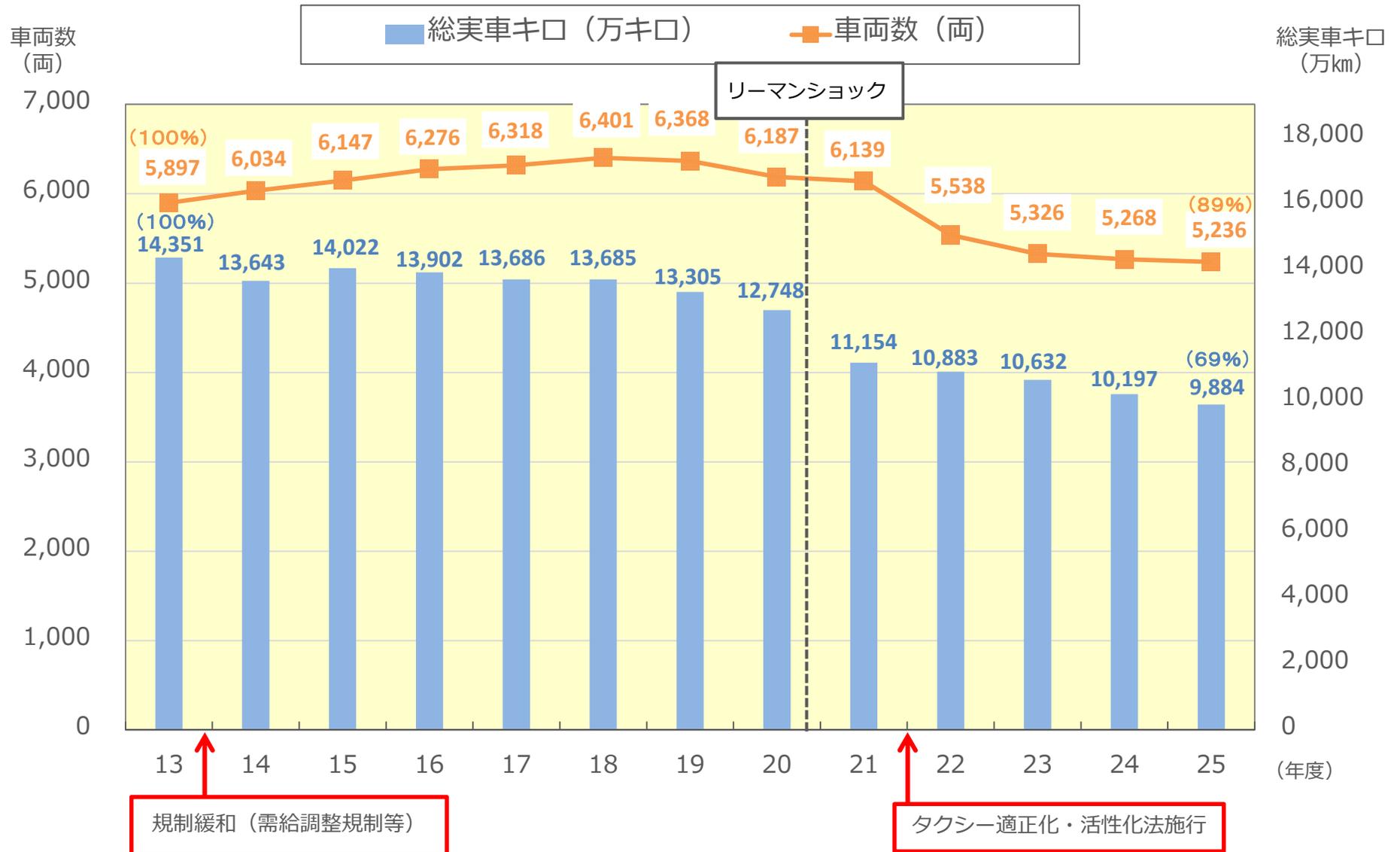
○個人タクシー

- 事業者数 1,225事業者
- 車両台数 1,225両
- 輸送人員 331万人
- 営業収入 30億3,971万円

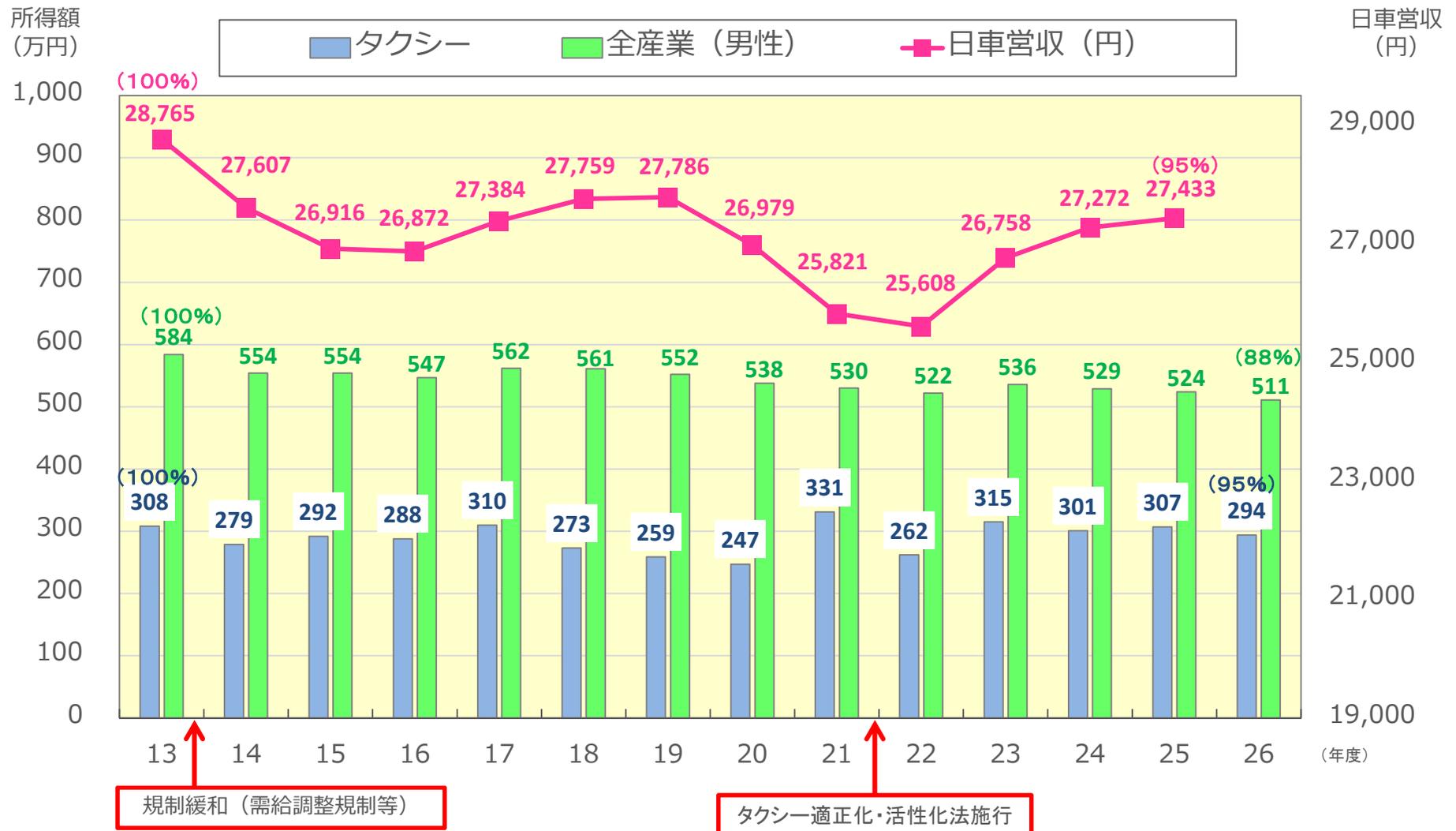
平成26年3月31日現在

国土交通省調べ ※ハイヤー及び福祉限定事業者を除く

車両数（供給両）と実車走行キロ（需要量）の推移



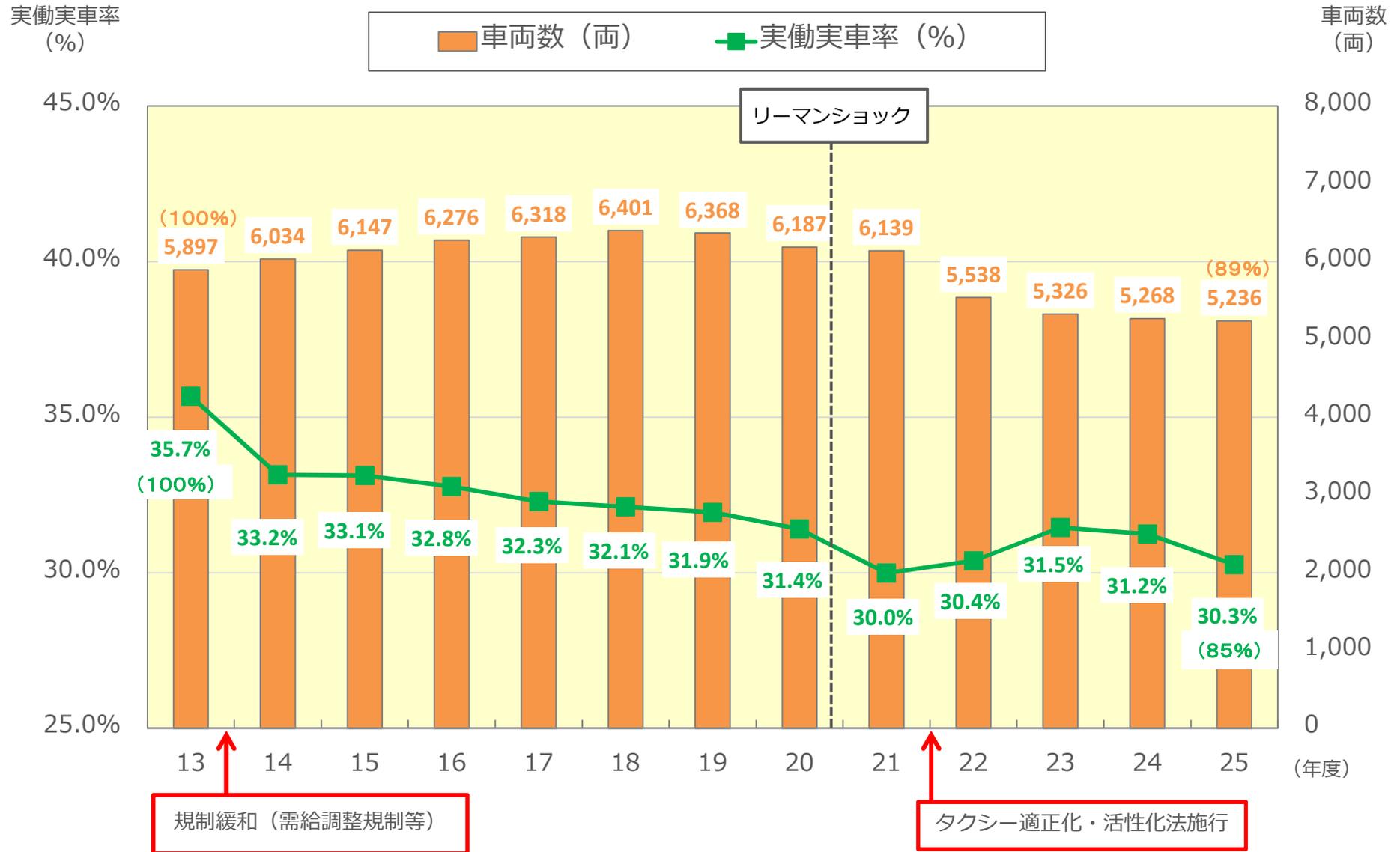
タクシー事業における日車営収と年間所得の推移



注1 日車営収：実働1日1車当たりの運送収入（毎年度）

注2 年間所得資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により国土交通省が推計した値

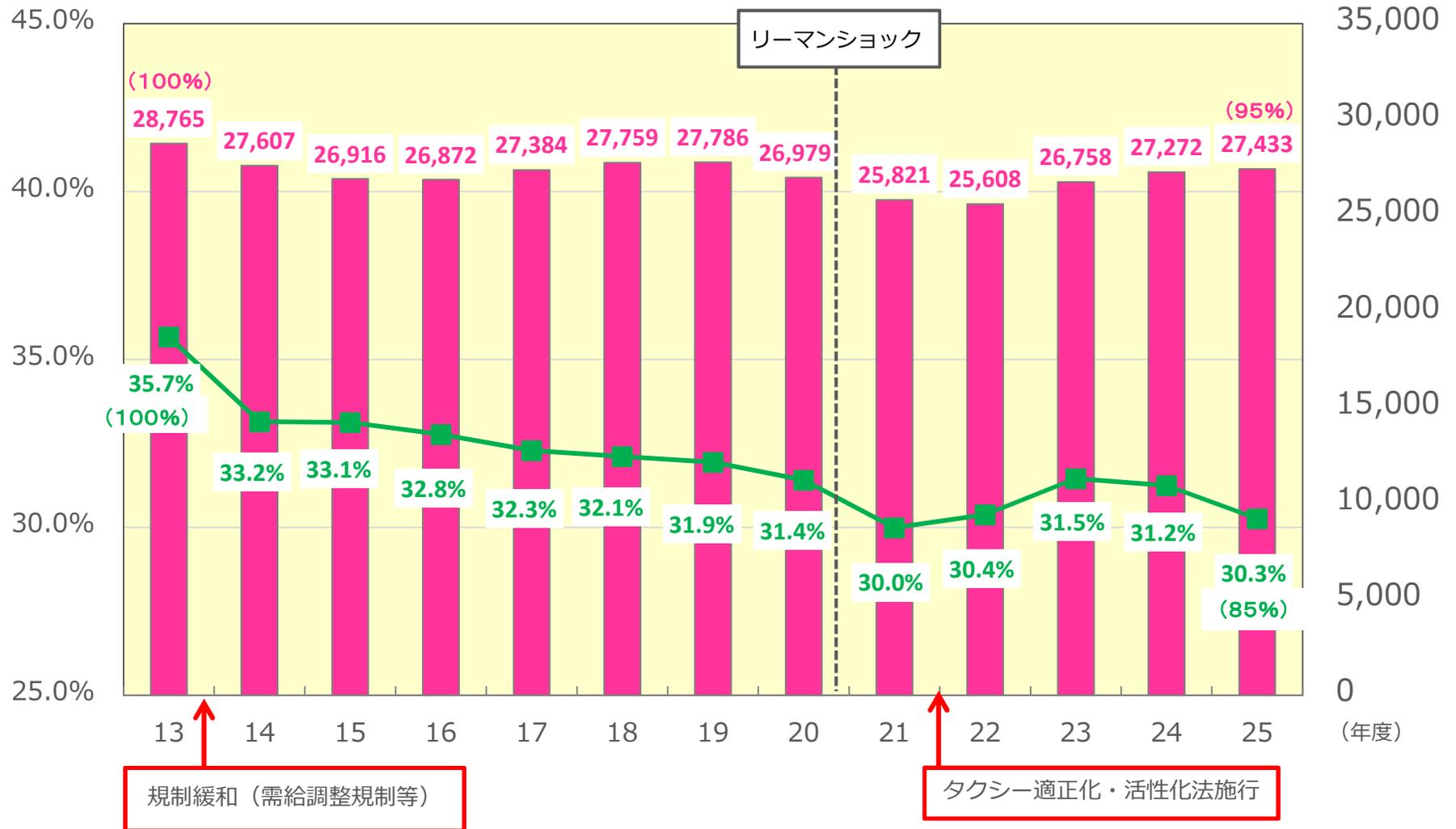
車両数と実働実車率の推移



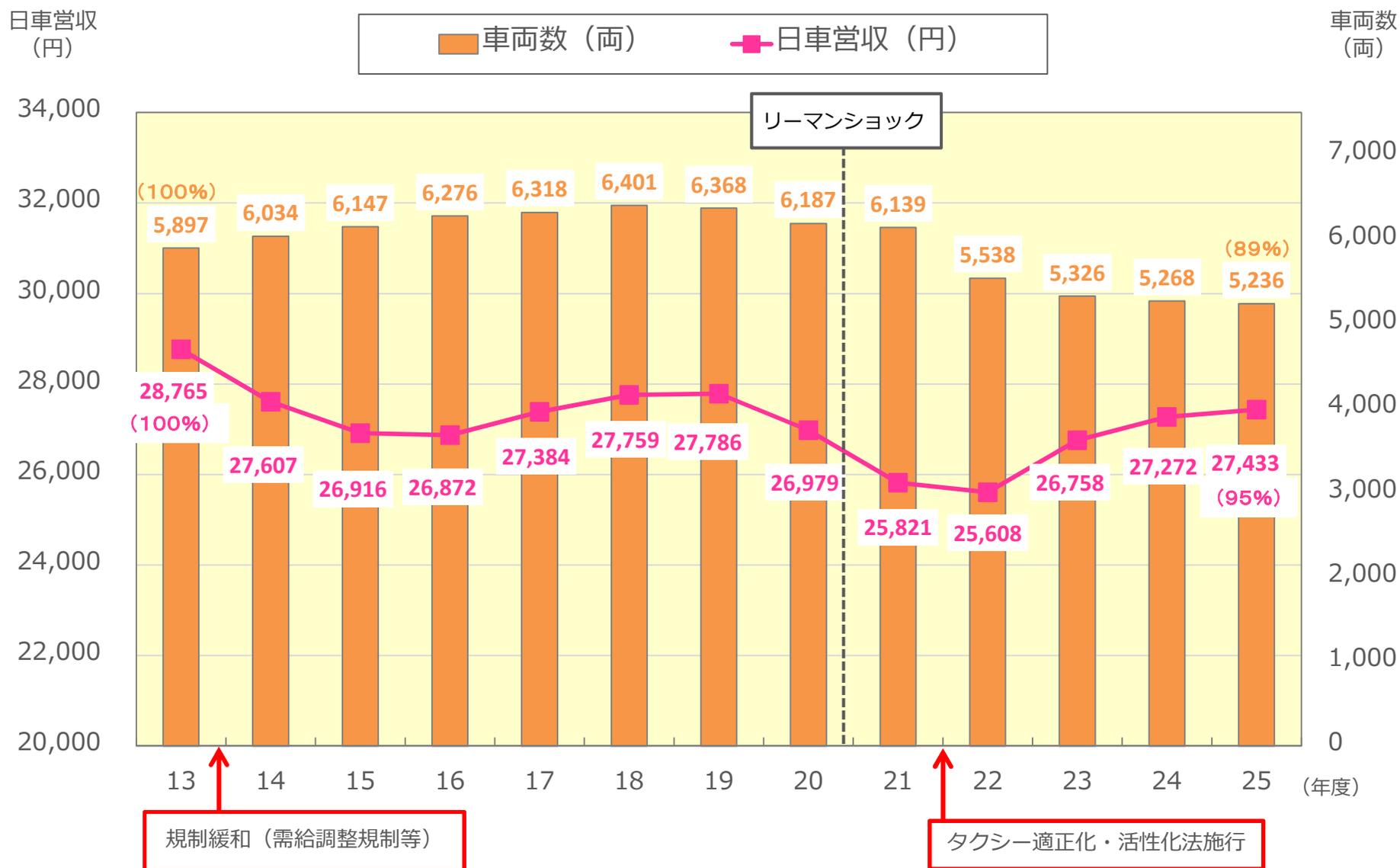
日車営収と実働実車率の推移

実働実車率 (%)

日車営収 (円)



車両数と日車営収の推移





平成27年4月28日

国土交通大臣 殿

(近畿運輸局長経由)

神戸市域交通圏

タクシー準特定地域協議会

会長 正司 健



特定地域の指定に関する決議について

平成27年4月20日に協議会を開催し、特定地域の指定に関する議論を行った結果、特定地域の指定に同意するとの結論に至りましたのでご報告致します。



奈良市域交通圏における特定地域指定基準への適合状況

《適正車両数》

平成 25 年度末車両数	適正車両数（上限）	適正車両数（下限）	平成 25 年度末車両数と適正車両数（上限）との乖離車両数	平成 25 年度末車両数と適正車両数（上限）との乖離率
366 両	330 両	293 両	36 両	9.8 %

《指定基準》

（1）実働実車率の要件

（H13） 41.8% （H25） 34.3% （減少率） 18.0%

（2）赤字車両数シェアの要件

（H24） 20.8% （H25） 91.0% （収支差） 70.2ポイント

（3）人口要件

奈良市 約36万人

（4）総実車キロの要件

（H24） 6,998,493km （H25） 6,978,330km （増加率） ▲0.3%

（5）次の①から③のいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 （H13） 31,364円 （H25） 28,533円 （減少率） 9.0%

日車実車キロ （H13） 78.4km （H25） 65.7km （減少率） 16.3%

② 法令違反の発生状況の要件

（奈良県） 0.0047件 （全国平均） 0.0509件

③ 事故の発生状況の要件

（奈良市域交通圏） 3.931件 （全国平均） 7.567件

（6）当該営業区域における協議会の同意があること。

4月23日付けで協議会より「指定に同意する」旨の報告あり

奈良市域交通圏のタクシー事業の規模

- 車両台数 381両
- 輸送人員 314万人
- 営業収入 30億8,333万円



○法人タクシー

- 事業者数 12者
- 車両台数 366両
- 運転者数 607名
- 輸送人員 310万人
- 営業収入 30億3,216万円

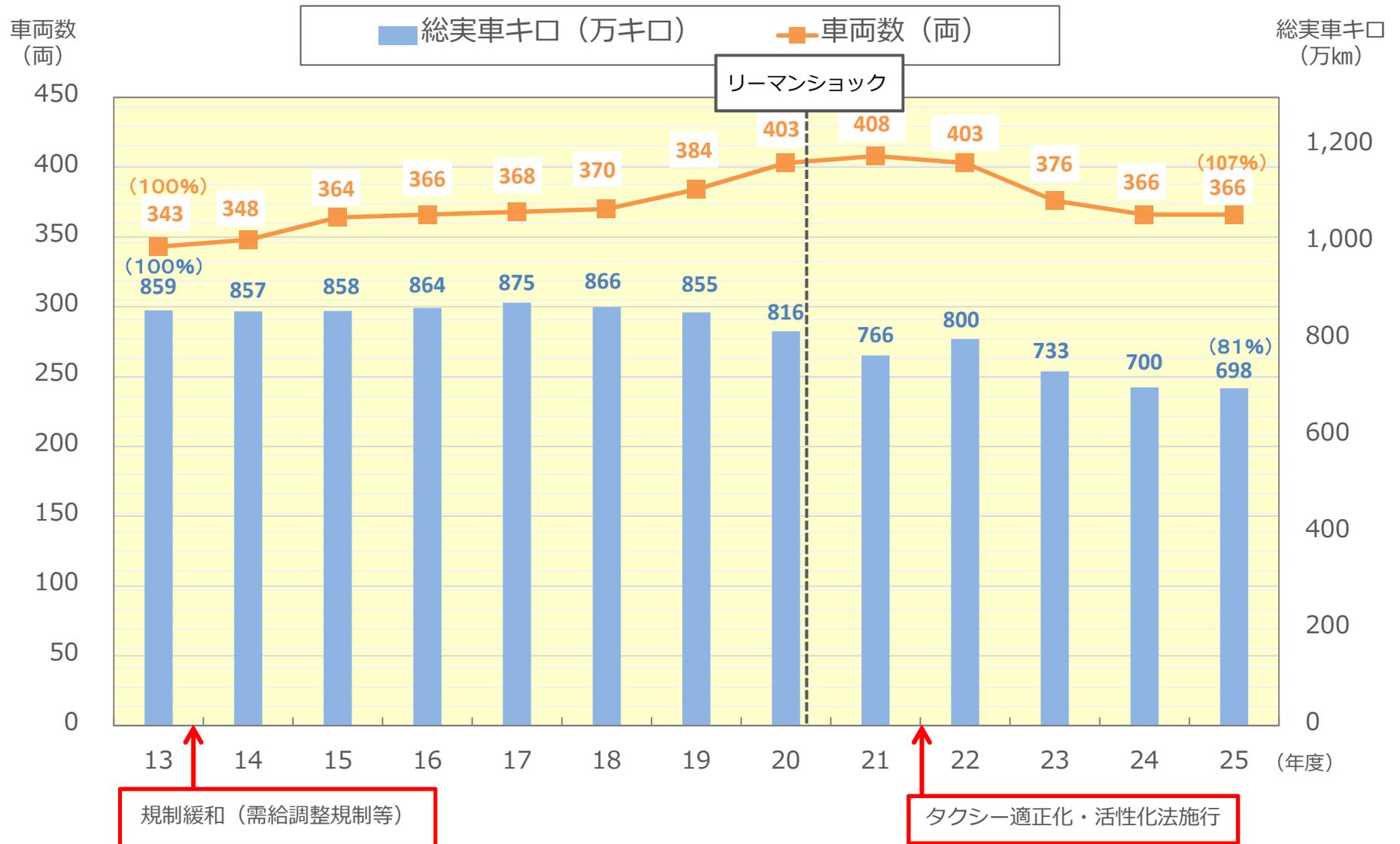
○個人タクシー

- 事業者数 15事業者
- 車両台数 15両
- 輸送人員 4万人
- 営業収入 5,117万円

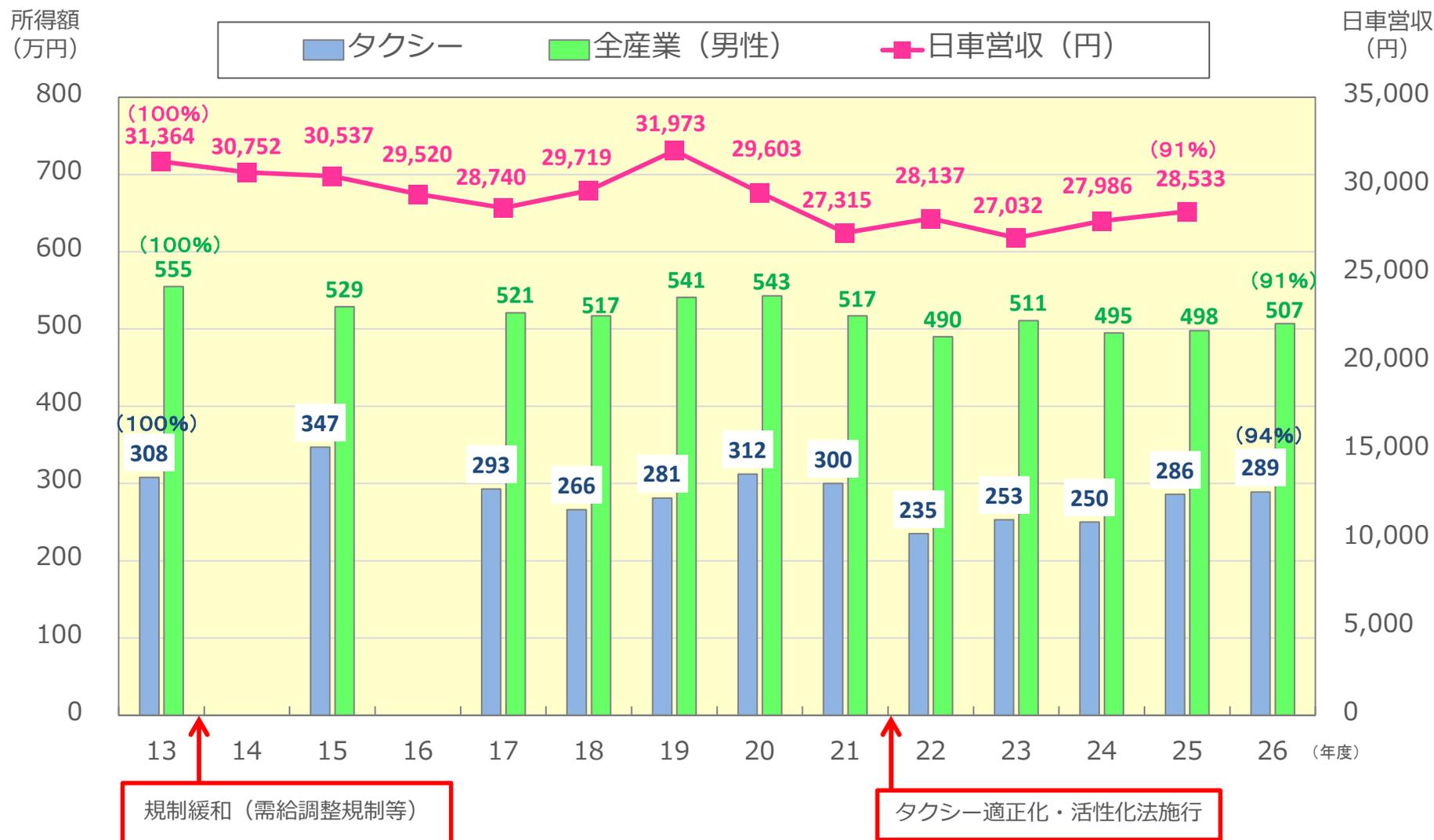
平成26年3月31日現在

国土交通省調べ ※ハイヤー及び福祉限定事業者を除く

車両数（供給両）と実車走行キロ（需要量）の推移



タクシー事業における日車営収と年間所得の推移

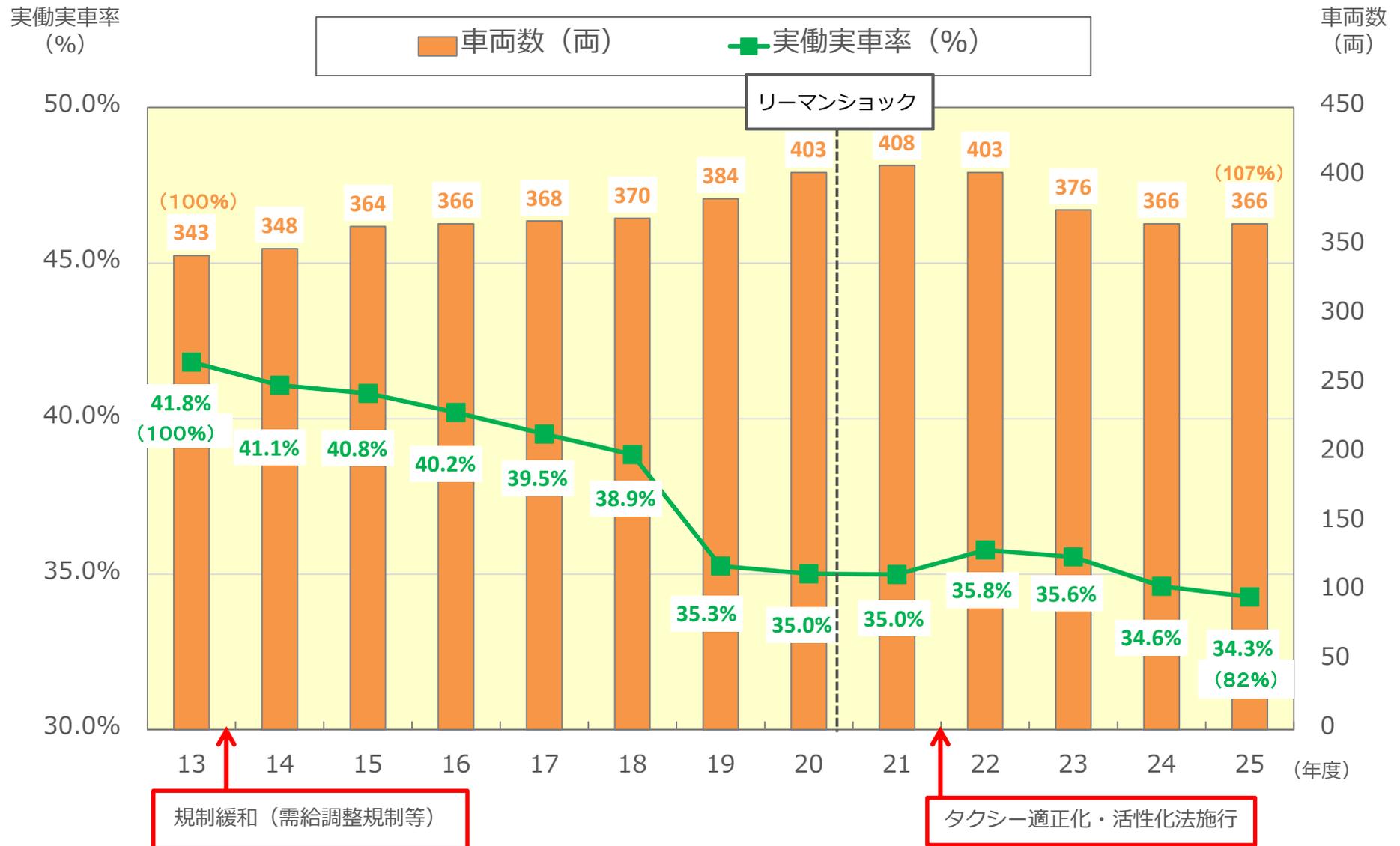


注1 日車営収：実働1日1車当たりの運送収入（毎年度）

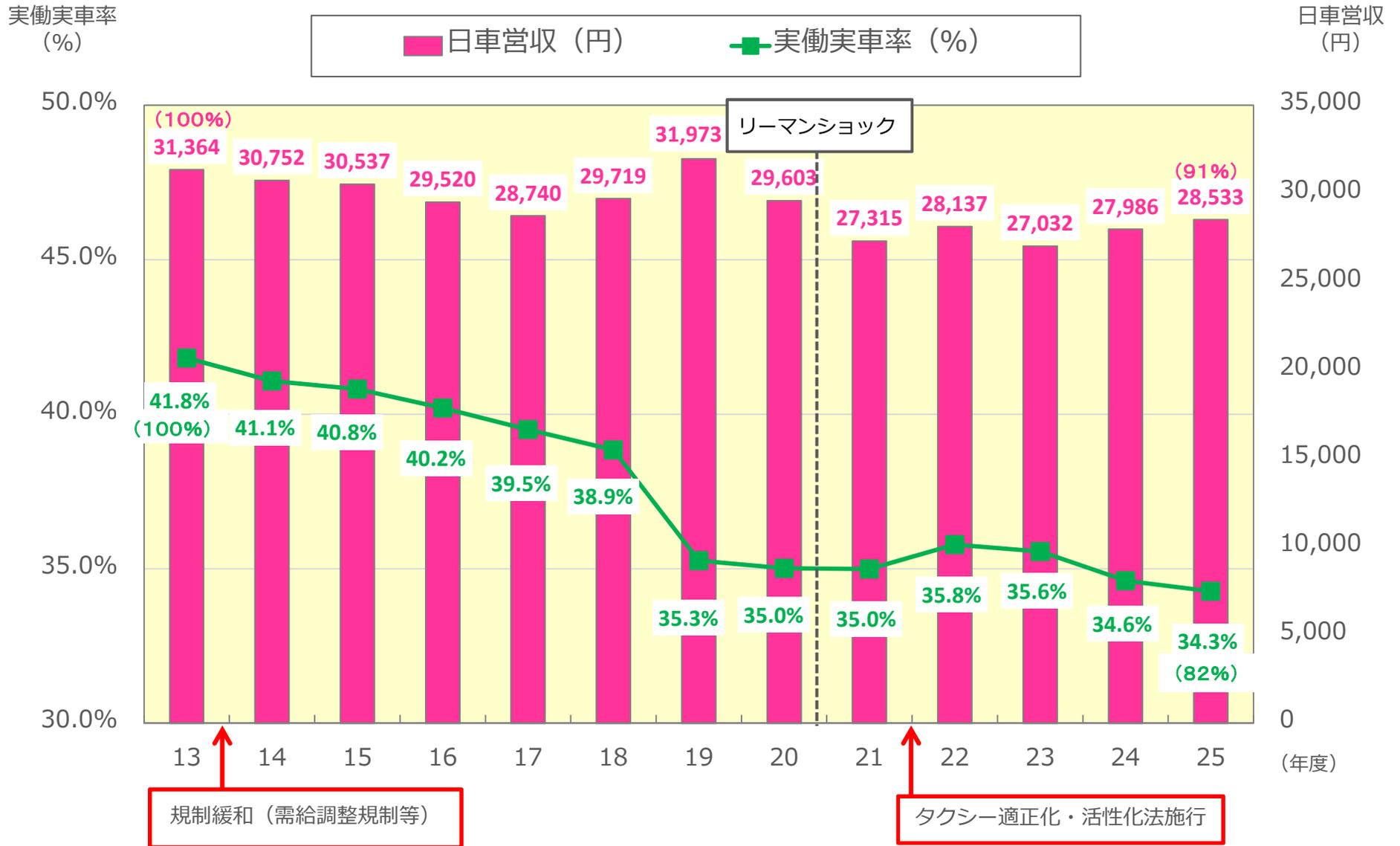
注2 年間所得資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により国土交通省が推計した値

注3 平成14年度及び平成16年度は、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」において未公表。

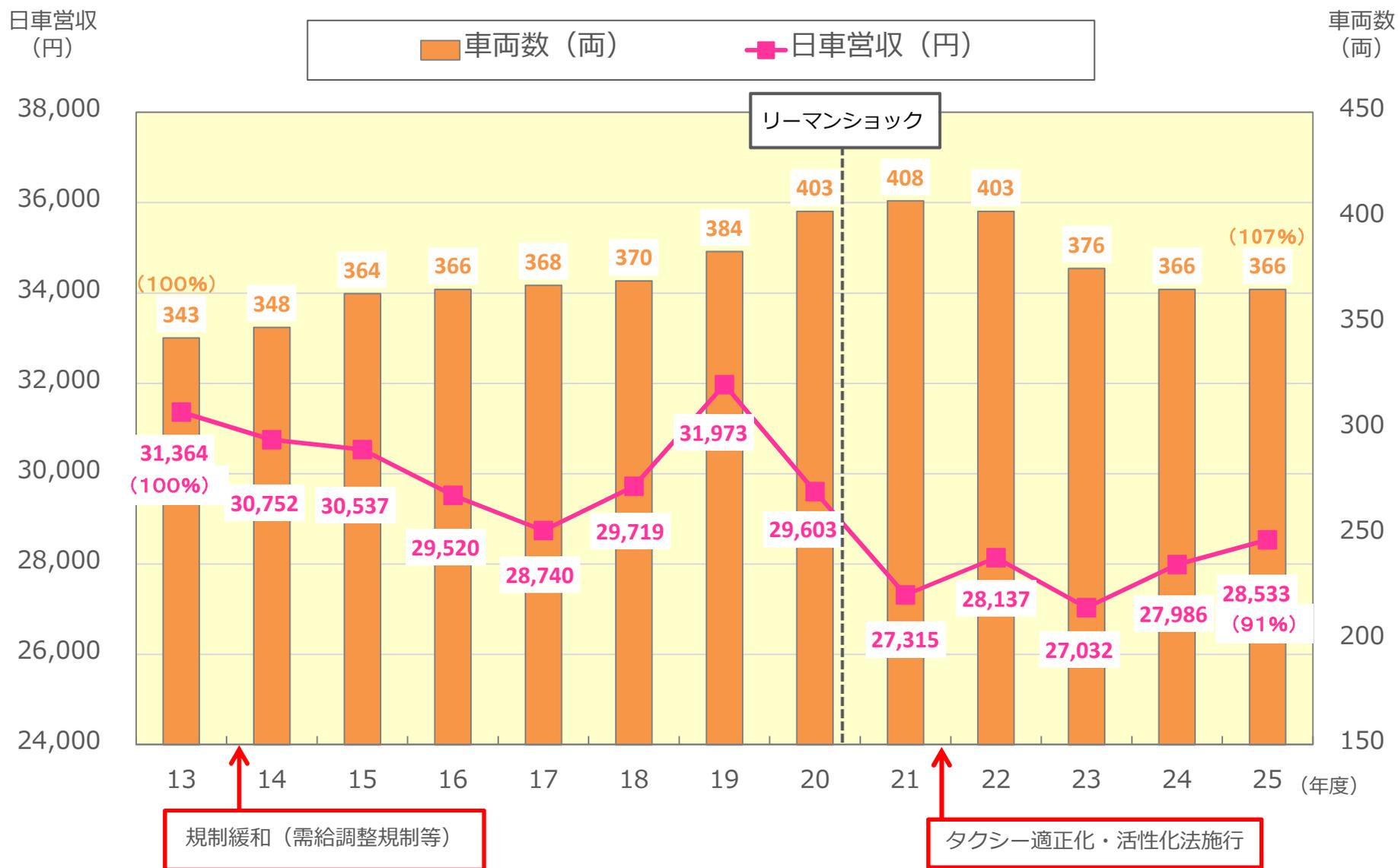
車両数と実働実車率の推移



日車営収と実働実車率の推移



車両数と日車営収の推移



タクシー特措法による適正化・活性化の取組状況について

適正化に向けた取組（活性化事業計画の認定状況）

事業者数 (H27.3末)	活性化事業計画 認定事業者数	事業再構築 (減車・休車) を定めた 事業者数	基準車両数 (旧特措法に基づ く基準車両数) ①	現在車両数 (H27.3末) ②	減休車率 (①－②/①)	適正車両数
11者	10者	8者	406両	366両	9. 9%	293両 ~ 330両

活性化に向けた主な取組事例

子育てタクシー



乳幼児を連れた外出のサポート、保育園や学童保育所、塾などに保護者の代行としてのお迎え、陣痛時のスムーズな送迎など、“いざという時の保険”として登録・利用できるお子さんやその保護者、また妊娠中

の方など子育て世代に優しいタクシーとして、一般社団法人全国子育てタクシー協会に参画した奈良市域内のタクシー事業者（車両数ベースで約5割）が取り組んでいます。



モバイル配車サービス

スマートフォン（携帯電話）に「全国タクシー配車アプリ」を入れることにより、GPSを活用して、奈良市域内では提携タクシー事業者（車両数ベースで約5割）のタクシーの中から、利用者の乗車場所近くを走行中の車両を検索し呼ぶことが可能



コミュニケーション・シート

奈良県内は、3つの世界遺産をはじめ、豊富な観光資源を有していることから、今後多くの外国人旅行者が訪れると見込まれることから、外国人旅行者に対して質の高いおもてなしのできるタクシーの実現に向けて、奈良県内の（車両数ベース）約9割の車両に、外国人と簡単にコミュニケーションが取ることができる指差し外国語シートを配備している。



平成27年4月23日

国土交通大臣 殿
(近畿運輸局長経由)

奈良市域交通圏タクシー準特定地域協議会

会長 藤井 聡



特定地域の指定に関する決議について (報告)

平成27年4月23日に協議会を開催し、特定地域の指定に関する議論を行った結果、特定地域の指定に同意するとの結論に至りましたので報告致します。



広島交通圏における特定地域指定基準への適合状況

《適正車両数》

平成 25 年度末車両数	適正車両数 (上限)	適正車両数 (下限)	平成 25 年度末車両数と 適正車両数 (上限) との 乖離車両数	平成 25 年度末車両数と 適正車両数 (上限) との 乖離率
3,171 両	2,845 両	2,529 両	3 2 6 両	10.3 %

《指定基準》

(1) 実働実車率の要件

(H13) 36.6% (H25) 30.7% (減少率) 16.1%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H24) 58.3% (H25) 72.3% (収支差) 14.0ポイント

(3) 人口要件

広島市 約118万人

(4) 総実車キロの要件

(H24) 67,373,567km (H25) 66,367,406km (増加率) ▲1.5%

(5) 次の①から③のいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 33,287円 (H25) 26,851円 (減少率) 19.3%

日車実車キロ (H13) 100.2km (H25) 77.7km (減少率) 22.5%

② 法令違反の発生状況の要件

(広島県) 0.0791件 (全国平均) 0.0509件

③ 事故の発生状況の要件

(広島交通圏) 8.098件 (全国平均) 7.567件

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

5月27日付けで協議会より「指定に同意する」旨の報告あり

広島交通圏のタクシー事業の規模

- ・車両台数・・・・・・・・ 4,145両
- ・輸送人員・・・・・・・・ 2,792万人
- ・営業収入・・・・・・・・ 258億4,278万円



○法人タクシー

- 事業者数・・・・・・・・ 86者
- 車両台数・・・・・・・・ 3,154両
- 運転者数・・・・・・・・ 5,003名
- 輸送人員・・・・・・・・ 2,490万人
- 営業収入・・・・・・・・ 229億2,371万円

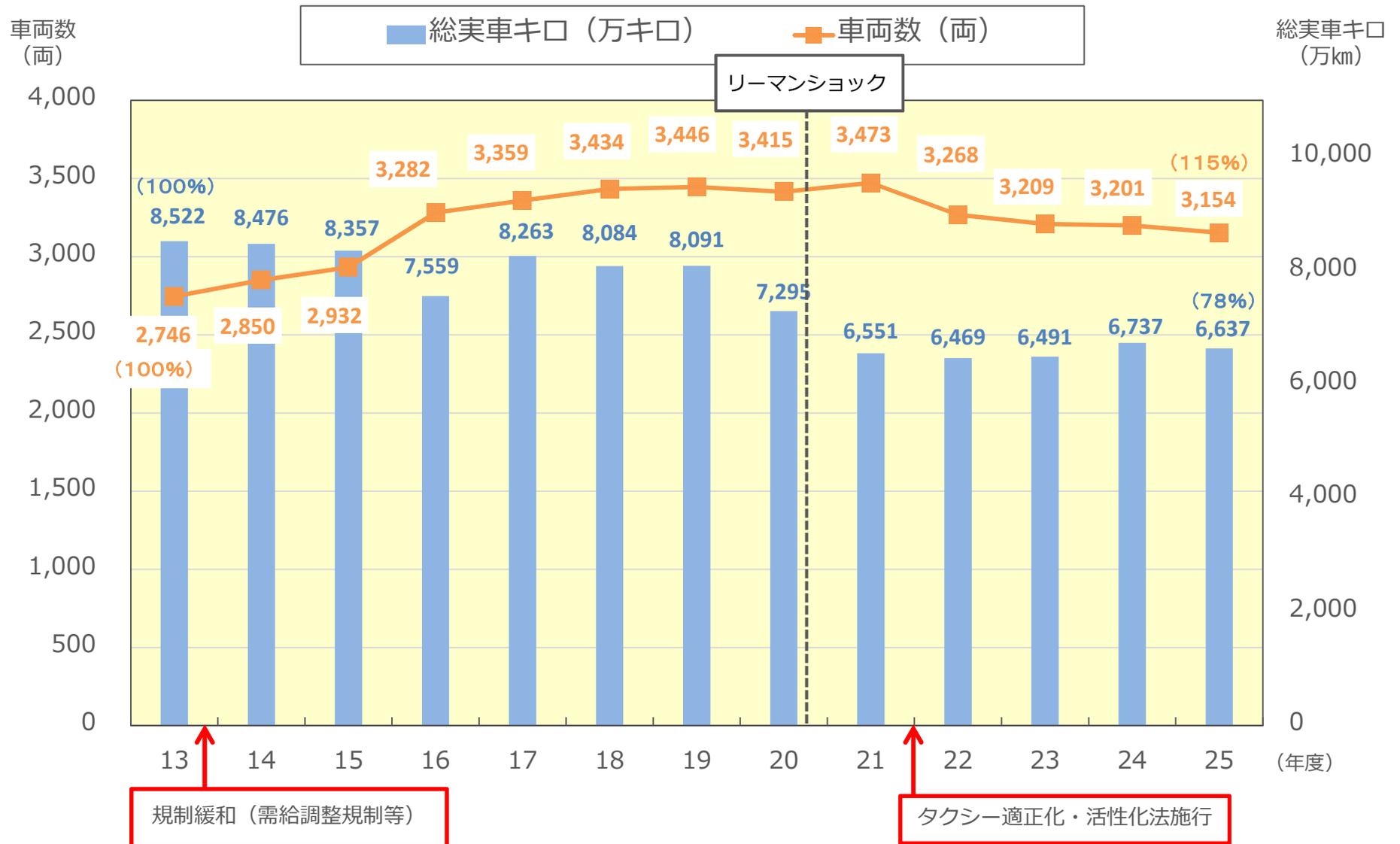
○個人タクシー

- 事業者数・・・・・・・・ 991事業者
- 車両台数・・・・・・・・ 991両
- 輸送人員・・・・・・・・ 302万人
- 営業収入・・・・・・・・ 29億1,907万円

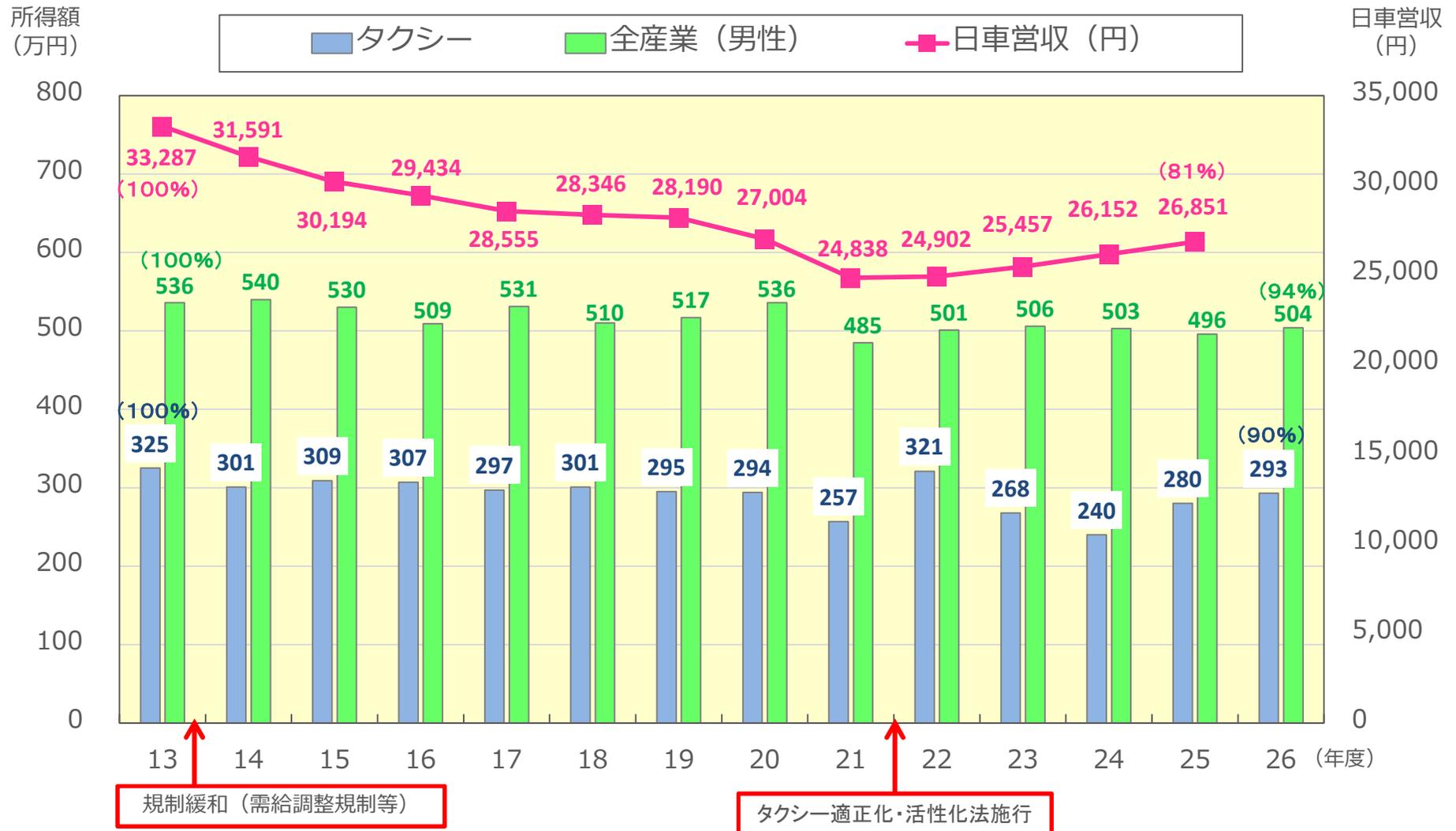
平成26年3月31日現在

国土交通省調べ ※ハイヤー及び福祉限定事業者を除く

車両数（供給両）と実車走行キロ（需要量）の推移



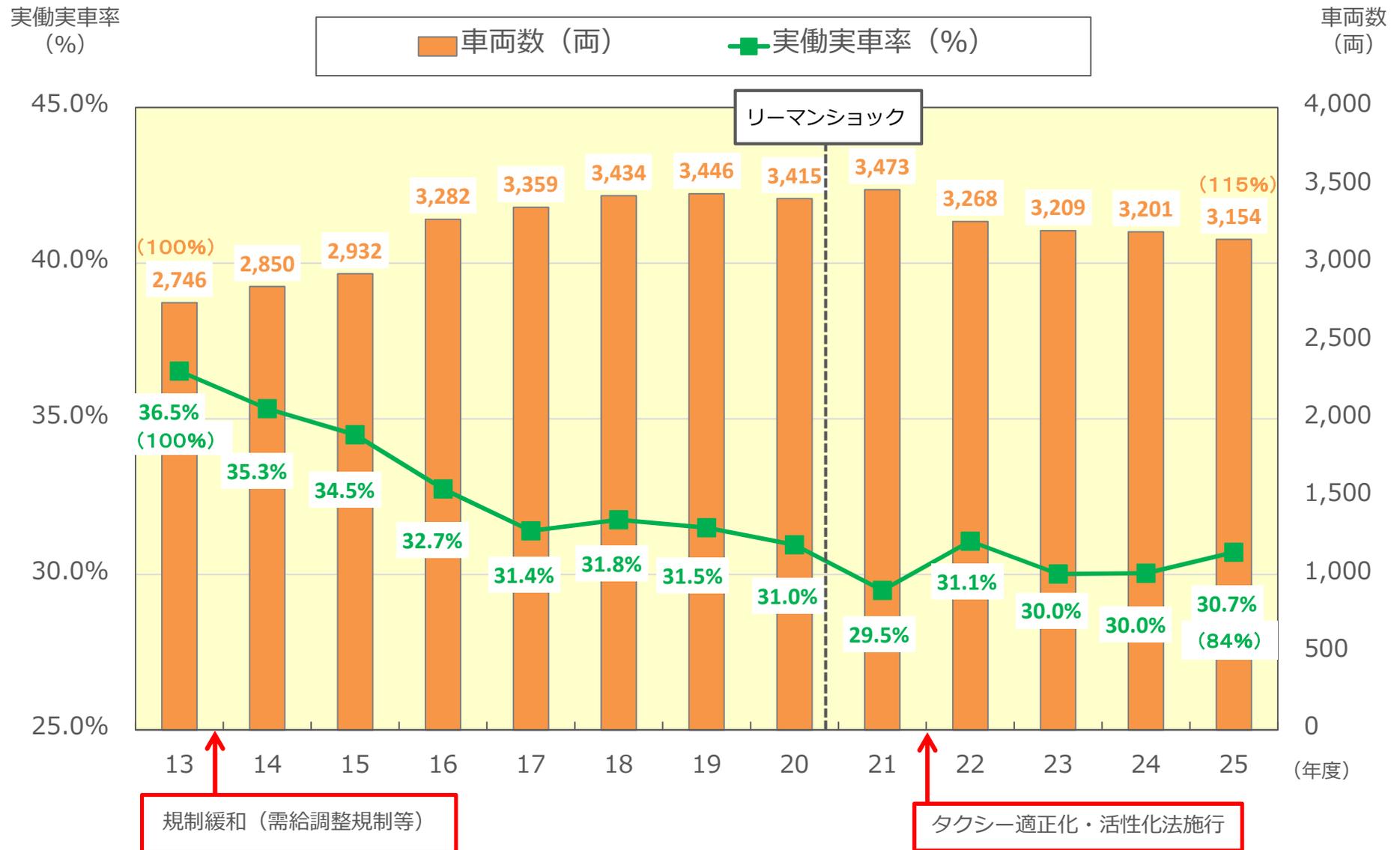
タクシー事業における日車営収と年間所得の推移



注1 日車営収：実働1日1車当たりの運送収入（毎年度）

注2 年間所得資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により国土交通省が推計した値

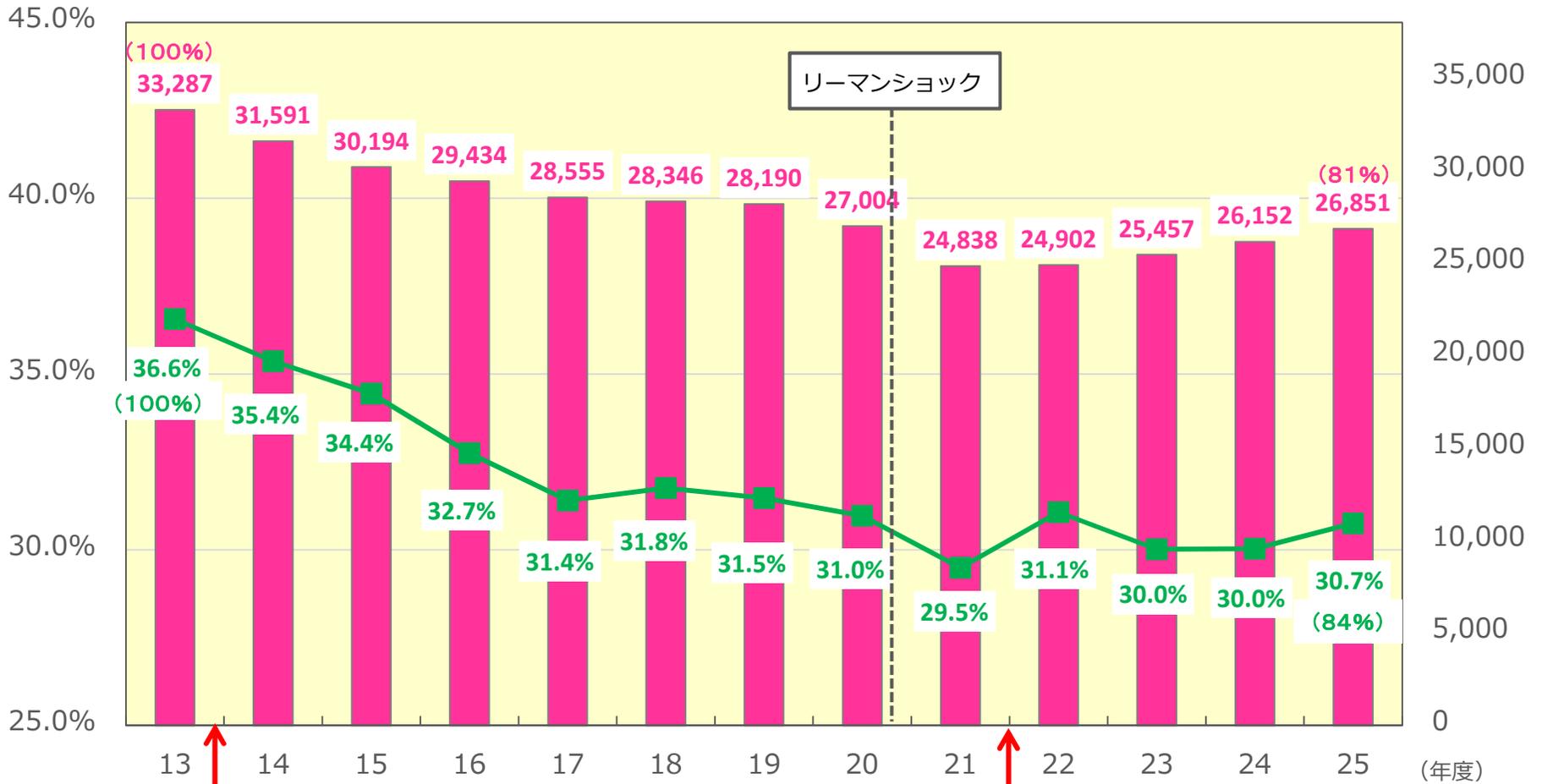
車両数と実働実車率の推移



日車営収と実働実車率の推移

実働実車率 (%)

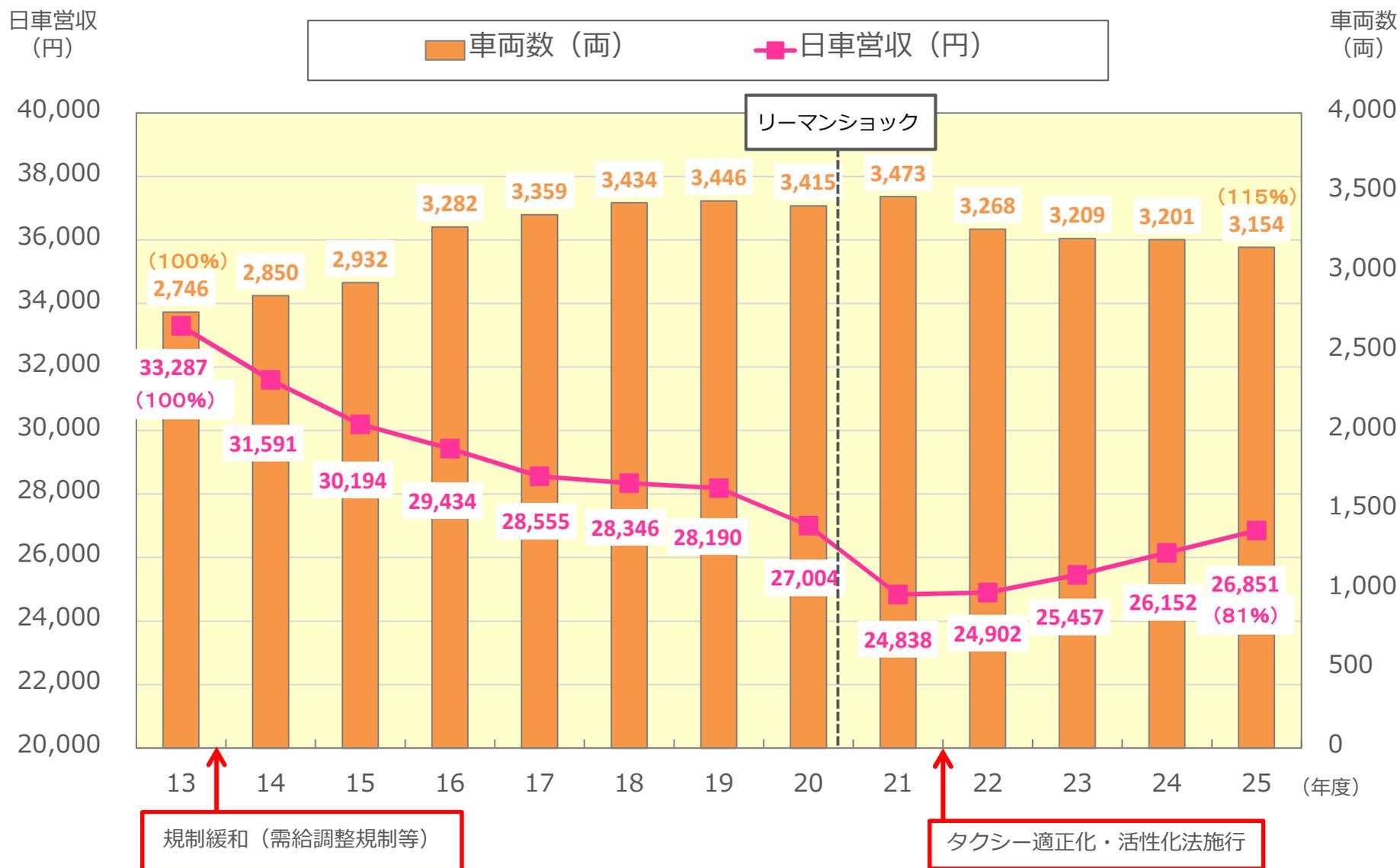
日車営収 (円)



規制緩和 (需給調整規制等)

タクシー適正化・活性化法施行

車両数と日車営収の推移



タクシー特措法による適正化・活性化の取組状況について

適正化に向けた取組（活性化事業計画の認定状況）

事業者数 (H27.3末)	活性化事業計画 認定事業者数	事業再構築 (減車・休車) を定めた 事業者数	基準車両数 (旧特措法に基 づく基準車両 数) ①	現在車両数 (H27.3末) ②	減休車率 (①-②/①)	適正車両数
85者	77者	53者	3,483両	3,167両	9.1%	2,845両 ~ 2,529両

活性化に向けた主な取組事例

A-タクシー（「タクシーマナーアップ宣言」認定制度）

利用者が安心して快適に利用できるサービスを提供するため、身だしなみや接客（挨拶・行き先確認など）を改善し、広島交通圏全体のタクシーマナーの向上を図ることを目的として、平成25年12月からスタートしたものです。

認定は、事業者からの申請に基づき、事業者、関係自治体等で構成される広島交通圏「タクシーマナーアップ宣言認定委員会」にて審査し、認定を行う。

平成26年度末現在、法人38者（2,194名）、個人406者が認定を受けている。

また、平成26年度からは当該認定者を対象に、広島市がタクシーおもてなし観光研修を実施し、法個計77名が参加するなど関係者と連携した展開が図られている。



指差し外国語シート

平成25年の訪日外国人旅行者が初めて年間1,000万人を突破し、広島市においても53万人（※）が訪れ、平成24年より16万7000人増となる中、市内での移動にタクシーを利用する外国人旅行者等に対応するため作成したものです。

英語、韓国語及び中国語に対応し、車内でのやりとりに活用できるとともに広島市内の観光スポットや宿泊施設等の一覧表も掲載されている。

平成27年5月現在、広島交通圏内48者で活用され、今後は他地域への展開も検討されている。

※ 広島市における外国人旅行者数については、「広島市観光概況（平成25年（2013年）データ）」を参考。



平成27年5月27日

国土交通大臣 殿
(中国運輸局長経由)

広島交通圏タクシー準特定地域協議会

会長 西村 弘



特定地域の指定に関する決議について (報告)

平成27年5月15日に協議会を開催し、特定地域の指定に関する議論を行った結果、特定地域の指定に同意するとの結論に至りましたので報告いたします。



大分市における特定地域指定基準への適合状況

《適正車両数》

平成 25 年度末車両数	適正車両数（上限）	適正車両数（下限）	平成 25 年度末車両数と適正車両数（上限）との乖離車両数	平成 25 年度末車両数と適正車両数（上限）との乖離率
841 両	708 両	668 両	133 両	15.8 %

《指定基準》

(1) 実働実車率の要件

(H13) 37.7% (H25) 30.9% (減少率) 18.0%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H24) 49.0% (H25) 72.2% (収支差) 23.2ポイント

(3) 人口要件

大分市 約48万人

(4) 総実車キロの要件

(H24) 15,143,966km (H25) 14,962,130km (増加率) ▲1.2%

(5) 次の①から③のいずれかに該当すること。

① 日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 24,564円 (H25) 21,416円 (減少率) 12.8%

日車実車キロ (H13) 77.6km (H25) 61.3km (減少率) 21.0%

② 法令違反の発生状況の要件

(大分県) 0.0022件 (全国平均) 0.0509件

③ 事故の発生状況の要件

(大分市) 4.443件 (全国平均) 7.567件

(6) 当該営業区域における協議会の同意があること。

5月1日付けで協議会より「指定に同意する」旨の報告あり

大分市のタクシー事業の規模

- ・車両台数 924両
- ・輸送人員 556万人
- ・営業収入 54億4,006万円



○法人タクシー

- 事業者数 23者
- 車両台数 841両
- 運転者数 1,284名
- 輸送人員 536万人
- 営業収入 52億2,938万円

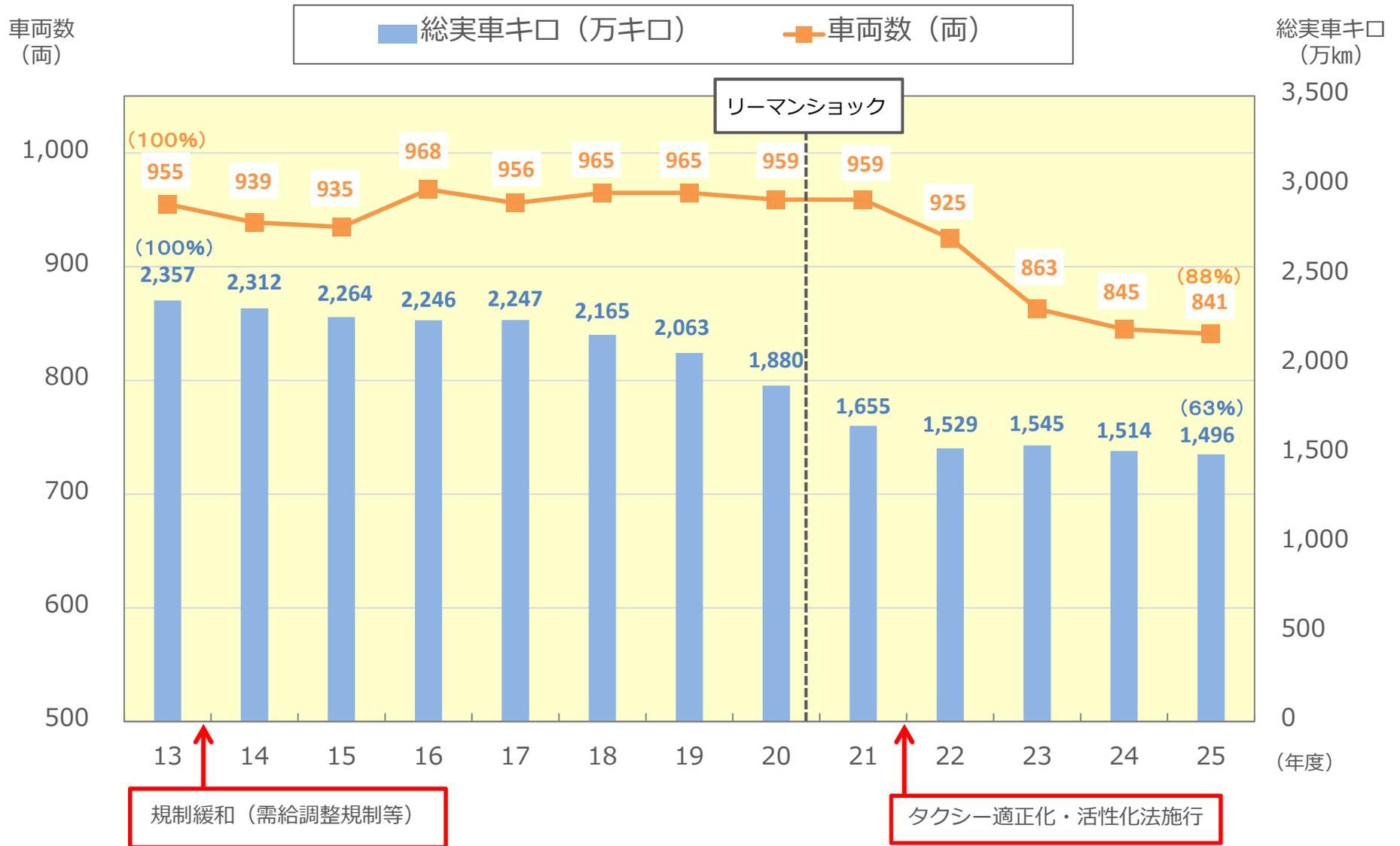
○個人タクシー

- 事業者数 83事業者
- 車両台数 83両
- 輸送人員 20万人
- 営業収入 2億1,068万円

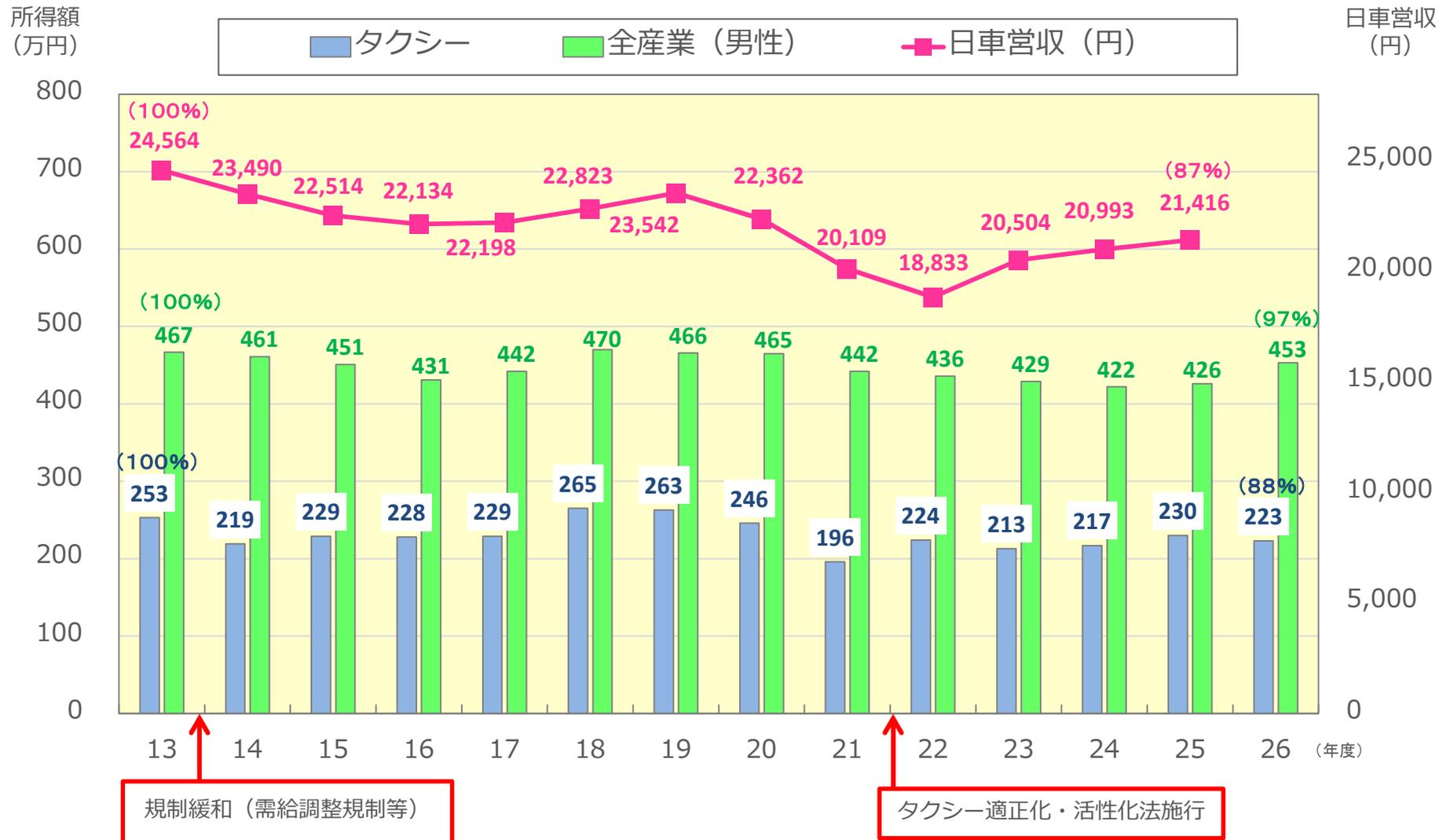
平成26年3月31日現在

国土交通省調べ ※ハイヤー及び福祉限定事業者を除く

車両数（供給両）と実車走行キロ（需要量）の推移



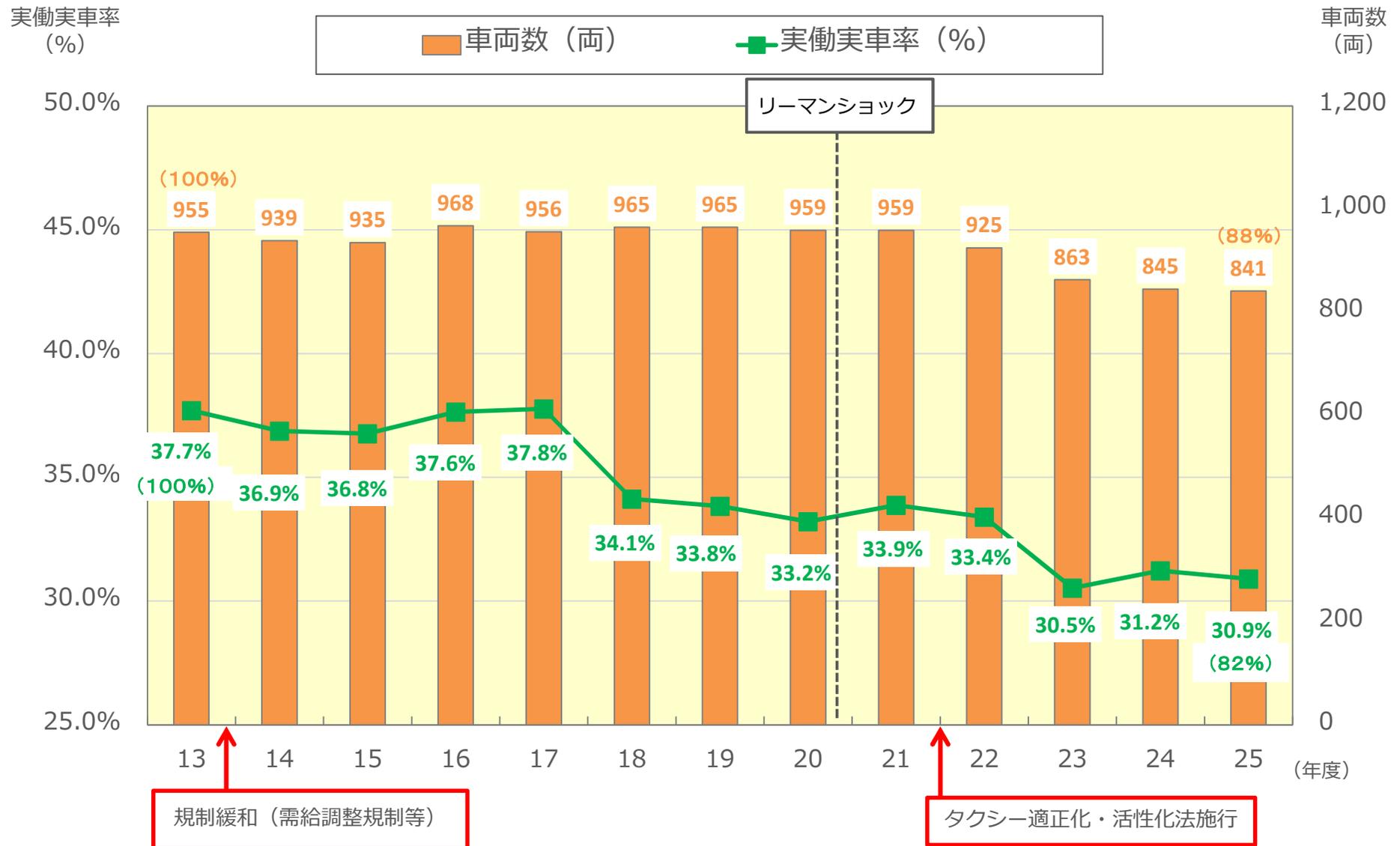
タクシー事業における日車営収と年間所得の推移



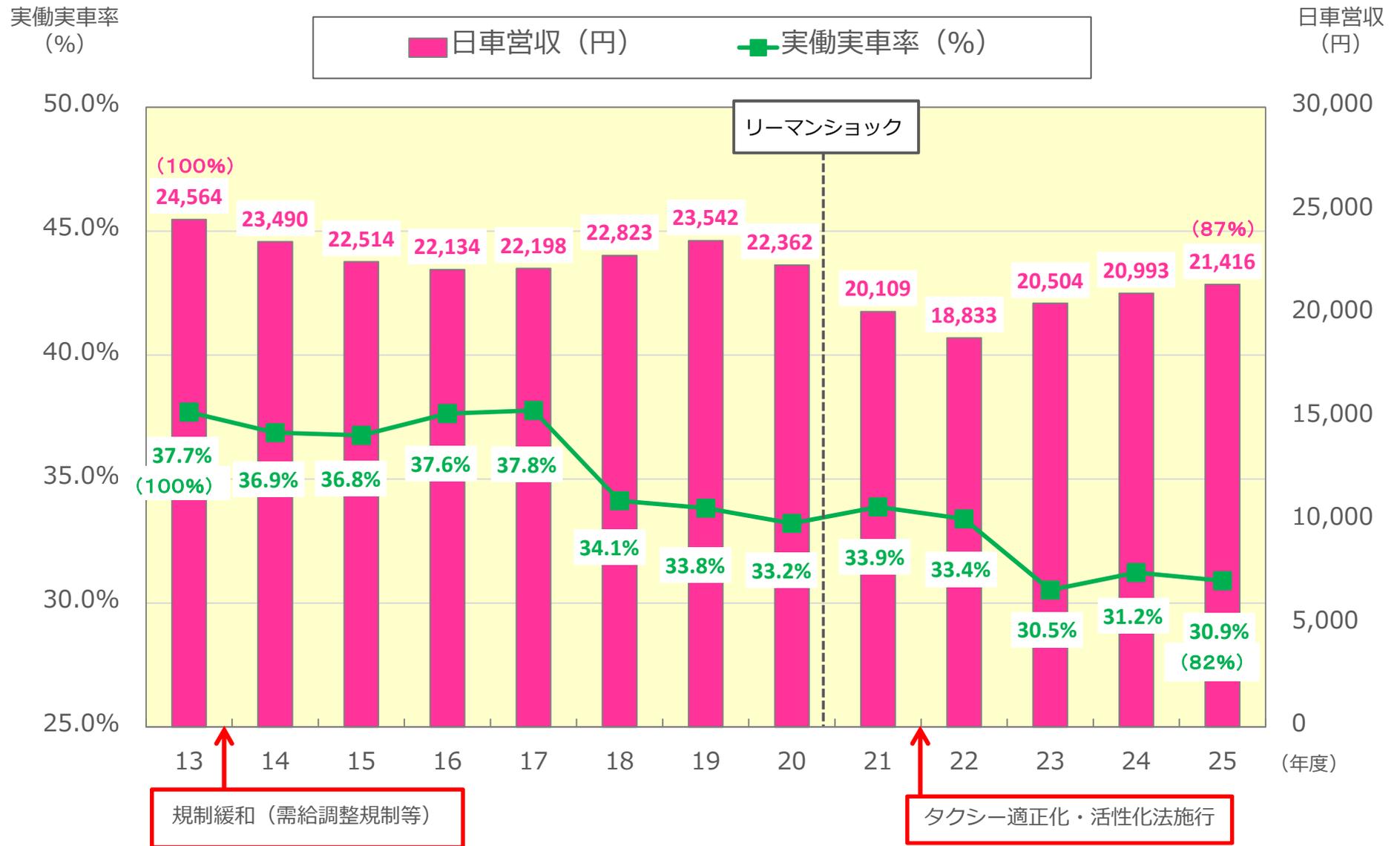
注1 日車営収：実働1日1車当たりの運送収入（毎年度）

注2 年間所得資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」により国土交通省が推計した値

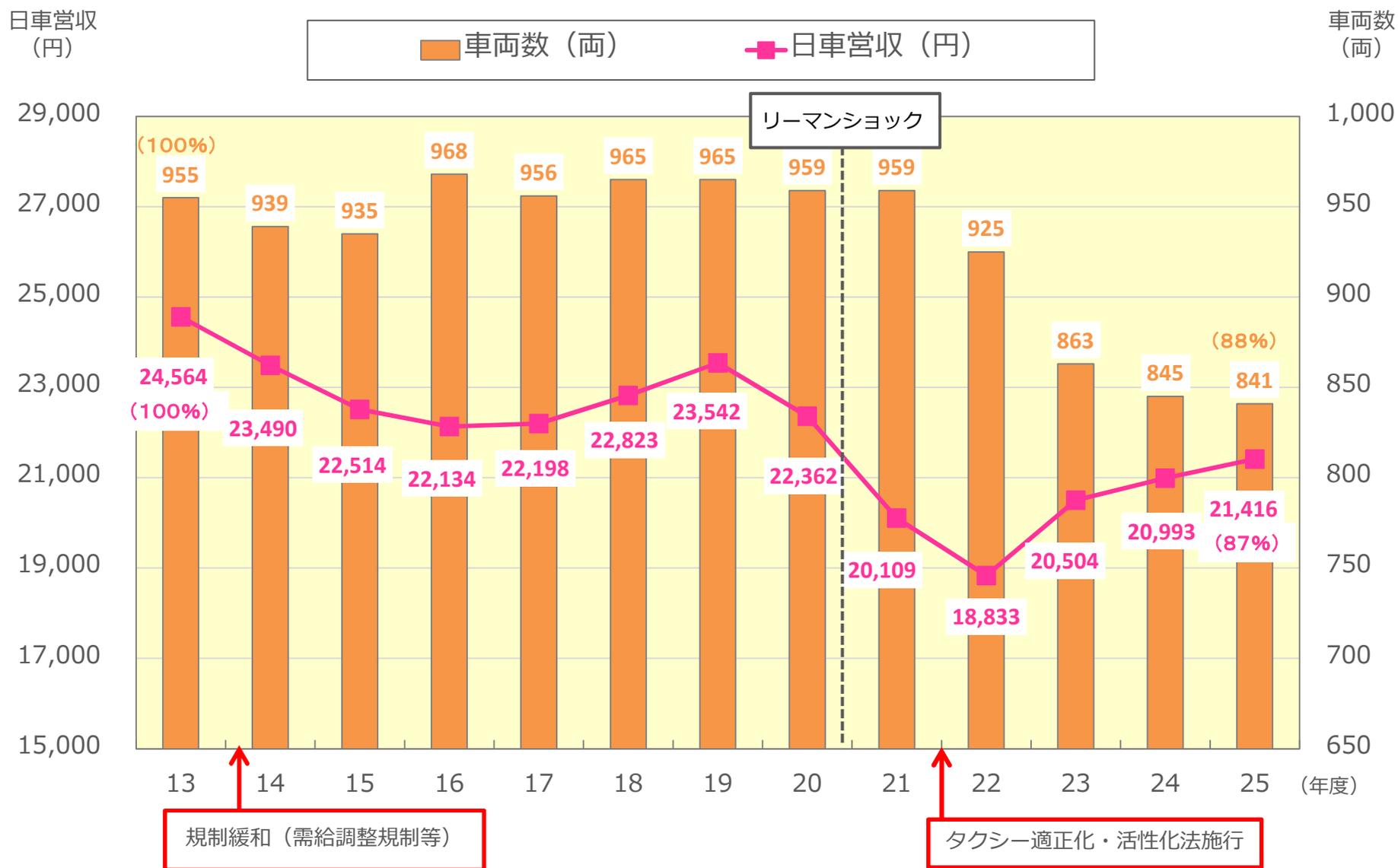
車両数と実働実車率の推移



日車営収と実働実車率の推移



車両数と日車営収の推移



タクシー特措法による適正化・活性化の取組状況について

適正化に向けた取組（活性化事業計画の認定状況）

事業者数 (H27.3末)	活性化事業計画認定事業者数	事業再構築 (減車・休車) を定めた 事業者数	基準車両数 (旧特措法に基づく基 準車両数) ①	現在車両数 (H27.3末) ②	減休車率 (①-②) / ①	適正車両数
23者	23者	22者	962両	841両	12.6%	708両 ~ 668両

活性化に向けた主な取組事例

観光タクシーの運行

- 観光タクシーの運行について、認定ドライバー制度は行っていないが、大分市の全事業者が同じ観光コースを設定しているため、全ドライバー（1,229人）が観光案内等に対応できる
- 観光コースは、所要時間・料金・観光エリア等を自由に組合せて選べるようになっており、その他のサービスも利用者の様々な要望に対応できるよう工夫されている

防犯・防災への協力

- 365日/24時間走るタクシーの特性を活用し、県警110番と各タクシー会社の無線を連携させることで、犯人逮捕や人命救助に協力
- 子どもたちが犯罪に巻き込まれることを防ぐために「子ども連絡車」制度の取り組みを実施
- コンビニエンスストア大手のローソンと連携して「コンビニ防犯タクシー協働事業」を行うことで、コンビニエンスストアの防犯力向上などに協力

- 協力事業者数：23社 ● 車両数(大分市)：841台



アプリ配車の導入

提携タクシー会社のタクシーの中から、利用者が希望する乗車場所の近くを走行中のタクシーが呼び出せるスマートフォンのアプリケーションを活用した配車システムの導入

- 導入事業者数：6社
- 車両数(大分市)：303台



(株)日交データサービスホームページより

育児支援・妊婦応援タクシー

- 育児支援タクシー
塾や学校等への子供の送迎
希望する場合は、担当の乗務員を決める事も可能
- マタニティタクシー
事前登録をした妊婦のお客様に対し、陣痛等が始まった場合に専門の研修を受けた乗務員がかりつけの病院まで輸送

- 導入事業者数：3社
- 車両数(大分市)：85台



第一交通産業グループホームページより

平成27年5月1日

国土交通大臣 殿

大分市タクシー準特定地域協議会

会長 亀野 辰三



特定地域の指定に関する決議について（報告）

平成27年5月1日に協議会を開催し、特定地域の指定に関する議論を行った結果、特定地域の指定に同意するとの結論に至りましたので報告致します。

